

10890P-00



TAC行政書士講座



行政書士 問題集



みんなが
欲しがつた!



厳選300問でイッキに
得点力アップ!

最新本試験を含めた
出題可能性の高い
過去問題を収録 +
TAC講師渾身の
オリジナル問題!

本書は、令和5年11月13日現在の施行法令および令和5年11月13日現在において令和6年4月1日までに施行されることが確定している法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和6年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、法改正情報を掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

はじめに

行政書士試験に合格するための最も効率的な学習方法は、正しくメリハリをつけながらインプットとアウトプットを反復・継続することです。

本試験では、解答用紙1枚に書き込んだ結果だけで合否の判定が行われます。当たり前ですが、「たくさん勉強したんです」とか「本当はわかってたんです」と言い訳する機会はありません。学習した知識を正しく解答用紙に反映させられなければ、合格点をとることはできません。

「吸収する力」を身につけるための『みんなが欲しかった！行政書士の教科書』とペアとなり、「解答する力」を身につけるために必要なのがこの『みんなが欲しかった！行政書士の問題集』です。

本書は、「過去問セレクト」と「オリジナル演習」で構成されています。行政書士試験は平成18年度試験から新試験制度に移行しましたので、すべての過去問が重要というわけではありませんが、繰り返し出題される可能性の高いものは復習しておくべきとの観点から過去問を選別し、必要に応じてオリジナル問題も盛り込みました。

本書は、左ページに問題を、右ページに解答・解説を収録した見開きスタイルなので、問題を解いたら解説を探してという手間が省け、効率よく学習できます。また、何となく問題を解くよりも、解説を読みながら解答するプロセスを身につけることが解答力を高めることにつながりますので、見開きはその意味でも有用といえます。

本書は、それなりのボリュームもありますが、基礎・基本の解答力を身につけるのに適した1冊となるはずです。

ぜひ、本書を手に取り、行政書士試験合格を勝ち取ってください。

2023年11月

T A C 行政書士講座

本書の特長と使い方

本書には、「過去問」と「オリジナル問題」の両方が収録しております。「過去問題集」と「演習問題集」を別々に購入する必要もありませんし、この両者に重複した問題を二度演習するといったムダも発生しません。本書をしっかりとこなして、合格レベルの実力をしっかりと養ってください。

重要度表示

出題実績、今後の出題可能性、科目を理解するうえでの必要性などを勘案し、各問題には重要度を3段階で表示しています。

- 重要度A → 必ず解く
- 重要度B → できるだけ解く
- 重要度C → 余裕があれば解く

本書は、過去問題を中心に一部オリジナル問題で補充しながら収録しています。過去問題には、本試験の出題年度・問題番号を記載しています。

H27-3=平成27年度 問題3

本書の構成

徹底した本試験の分析をもとに、出題傾向、科目ごとの特性、出題の難易度を比較検討し、全300問を収録しました。

問題文が長文である文章理解を除き、1問ずつの見開き構成なので、問題を解いたら解説を探すという手間が省け、効率的です。

重要度 A 外国人の人権

H27-3

問題002 外国人の人権に関する次の文章のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 国家機関が国民に対して正当な理由なく拘束の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反するが、この自由の保障はわが国に在留する外国人にまで及ぶものではない。
- 2 わが国に在留する外国人は、憲法上、外国に一時旅行する自由を保障されているものではない。
- 3 政治活動の自由は、わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶ。
- 4 日本の領土の外の方については国民が最終的な責任を負るべきものである以上、外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではない。
- 5 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によってこれを決定することができる。

学習日	①	②	③	④	⑤
理解度 (○/△/✗)					

チェック欄

各問題に、学習した日と理解度を記入できる表をつけました。繰り返し演習することで、苦手分野が明確になるとともに、何度も間違えてしまう要注意項目（問題）が浮き彫りになります。

「教科書」とのリンク

5肢択一式は選択肢ごと、多肢選択式と記述式は問題ごとに、「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」とのリンクを掲載しています。科目（編）とCHAPTERはインデックスで確認してください。

例えば、このリンクは、第1編憲法 CHAPTER 2人権 SECTION 1（人権享有主体）①外国人の人権に記載されていることを表しています。

解説

1 ×

個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに~~指紋の押捺を強制されたり~~、
自由を有し、国家機関が正当な理由もないのに指紋の押捺を強制することは憲法
13条の趣旨に反し許されません。そして、この自由の保障は、在留外国人にも等
しく及ぼします（指紋押捺拒否訴訟、最判平7.12.15）。

2 ○

【SEC 1 ①外国人の人権】
在留外国人には、再入国の自由は認められておらず、外国に一時旅行~~して~~の自由を保障
されているものではありません（吉田キヤサン事件、最判平4.11.16）。

3 ○

【SEC 1 ①外国人の人権】
政治活動の自由は、日本の政治的意志決定またはその実施に影響が及ぼす活動等
外国人の地位にかんがみこれを認めることが相応でないと認めてゐるもの除き、そ
の保障が及ぼす（マクリーン事件、最高裁昭53.10.4）。

4 ○

【SEC 1 ①外国人の人権】
在留外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することは、日本の法体系
の想定するところでは（外国人職員就任試験拒否訴訟、最高判平17.1.26）。

5 ○

【SEC 1 ①外国人の人権】
社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、
特別の条約の存しない限り、その政策的判断によりこれを決定することができます
(垣見訴訟、最判平元3.2)。

正解… 1

第1編 憲法

CH 2 人権

解説は、正誤を○×で示すとともに、丁寧な解説を掲載しました。

赤太字は選択肢の問題文が正しい
か間違っているかを判断する箇所、
黒太字は重要語句になります。



神田

ワンポイントアドバイス

肢1・2

具体例にあわせて外国人に人権が認められるかどうかの判断の結論を知っていれば正解を導き出されます。肢1：指紋押捺を強制されると、自由→保障されませんからX、肢2：外国に一時旅行する自由(再入国の自由)→保障されないから○といった感じです。

赤シート

付属の赤シートで解答・解説を隠して学習することができるので、とても便利です。

ワンポイントアドバイス

問題を解く際に必要となる注意すべきポイント、重要な関連知識などを掲載しています。

問題を解いた後に確認することで、各問題の知識を補強するとともに、周辺知識の確認ができます。

行政書士試験の概要

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。

試験日及び時間

11月第2日曜日 午後1時から午後4時まで（予定）

試験の科目及び方法

試験科目	内容等	出題形式
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	①憲法、②行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、③民法、④商法及び⑤基礎法学	5肢択一式（40問） 多肢選択式（3問） 記述式（3問）
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	①一般知識、②業務関連法令、③情報通信・個人情報保護、④文章理解	5肢択一式（14問）

※ 法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題される予定です。

（5肢択一式）

問題19 国家賠償請求訴訟に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。
1 国家賠償を請求する訴訟は、民事訴訟であるから、その訴訟手続について行政事件訴訟法が適用されることはない。
2 処分の違法を理由として国家賠償を請求する訴訟を提起するためには、
.....
3
4
5

（多肢選択式）

問題41 次の文章の空欄 [ア] ~ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。
.....憲法は、[ア]・[イ]などの制定権をそれぞれ特別の.....

- | | | |
|-----------|---------|-------|
| 1 主体 | 2 内閣 | 3 条約 |
| 4 権力 | 5 慣習法 | |
| 6 憲法付属法 | | 7 機関 |
| 8 天皇 | 9 命令 | 10 判例 |
| 11 公務員 | 12 法規 | 13 国会 |
| 14 詔勅 | 15 習律 | 16 官職 |
| 17 内閣総理大臣 | | 18 法律 |
| 19 通達 | 20 行政各部 | |

（記述式）

問題44この場合、裁判所による判決は、どのような内容の主文となり、また、このような判決は何と呼ばれるか。40字程度で記述しなさい。

（下書き） 10 15

.....
.....
.....
.....
.....

試験場所

現在のお住まいにかかわらず、全国の試験場で受験できます。受験願書の先着順に受け付けられます。

受験申込み

「郵送による受験申込み」と「インターネットによる受験申込み」とでは、申込手続が異なります。それぞれ間違いのないよう手続を行ってください。

		(1) 郵送による受験申込み	(2) インターネットによる受験申込み
① 受付期間	例年、7月下旬から8月下旬まで	例年、7月下旬から8月下旬まで	
② 申込方法等	受験願書と一緒に配布される封筒により、郵便局の窓口で「簡易書留郵便」で郵送してください。受付締切日までの消印があり、かつ、その日までの受付郵便局の日附印がある「振替払込受付証明書（お客様専用）」が貼られている不備のないものが受け付けられます。受験手数料は、受験願書の受付期間内に、試験案内に記載されている専用の振替払込用紙により必ず郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。	センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。受験手数料は、申込者本人名義のクレジットカード、又はコンビニエンスストアで払い込みます。 ※「インターネットによる受験申込み」には、顔写真の画像データが必要です。 ※スマートフォン、タブレットではお申込みできません。	

受験手数料

10,400円

受験票の交付

受験票（圧着した郵便はがき）は、例年10月中旬～下旬に発送されます。受験票には、受験番号及び試験場等が記載されています。

試験結果の発表と通知

試験結果は、例年、本試験翌年の1月下旬に、合格者の受験番号がセンターの掲示板に公示されます。センターのホームページにも合格者の受験番号が掲載されます。なお、公示後、受験者には全員に合否通知書が郵送されます。

合格基準

例年、次の要件をいずれも満たした者が合格とされます。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、満点の50パーセント以上である者
- (2) 行政書士の業務に関し必要な基礎知識科目の得点が、満点の40パーセント以上である者
- (3) 試験全体の得点が、満点の60パーセント以上である者

(注) 合格基準については、試験問題の難易度を評価し、補正的措置を加えることがあります。

連絡先（問い合わせ先） 一般財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号（試験専用） 03-3263-7700

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった！行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

① 行政書士 合格へのはじめの一歩



- ・「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「入門講義編」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

実力養成

② 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで全体像をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「例題」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。



③ 行政書士の問題集 (本書)



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



④ 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。

⑤ 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

記述対策

直前対策

⑥ 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

⑦ 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、法令(等)科目の重要な論点を、選択肢ごとに分解し、1問1答形式で、知識を確認できる1冊です。

- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク、肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

⑧ 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時に並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

⑨ 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間(180分)を計りながらチャレンジしてみましょう。

合 格 !

CONTENTS

- はじめに／iii
本書の特長と使い方／iv
行政書士試験の概要／vi
シリーズ紹介と活用法／vii

第1編 憲法

CHAPTER 1 総論	4
CHAPTER 2 人権	6
CHAPTER 3 統治	34

第2編 民法

CHAPTER 1 総則	62
CHAPTER 2 物権	94
CHAPTER 3 債権	132
CHAPTER 4 親族・相続	216

第3編 行政法

CHAPTER 1 行政法の一般的な法理論	244
CHAPTER 2 行政手続法	320
CHAPTER 3 行政不服審査法	350
CHAPTER 4 行政事件訴訟法	380
CHAPTER 5 国家賠償・損失補償	424
CHAPTER 6 地方自治法	438
CHAPTER 7 総合問題	478

第4編 商法

CHAPTER 1 商法	490
CHAPTER 2 会社法	498

第5編 基礎法学

CHAPTER 1 法学	542
CHAPTER 2 裁判制度	548

第6編 基礎知識

CHAPTER 1 一般知識	556
CHAPTER 2 業務関連法令	588
CHAPTER 3 情報通信・個人情報保護	598
CHAPTER 4 文章理解	622

第 1 編

憲 法

傾向と対策

憲法は、例年、**5肢択一式5問**(1問4点)と**多肢選択式1問**(1問8点)が出題されています(28点)。学習内容は、大別すると「人権」と「統治」になります。「人権」では裁判所の示した判断である判例の知識を得ること、「統治」では日本国憲法に書かれている条文の知識を覚えることが学習の中心になります。

5肢択一式

人権分野は、「〇〇〇に関する次の1～5の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものはどれか」というタイプの問題への対応を意識し、**判例知識の蓄積**を学習の中心に置きましょう。判例は、①憲法上の話として何が問題となっているのか(誰のどんな人権が制約されているか)、②公権力(法律、行政処分、裁判所の命令など)による制約は果たして妥当といえるのか、行き過ぎた制約やする必要のない制約になってしまっていないか、といった視点で読んでいくとよいでしょう。

一方、統治分野では、憲法41条～96条を中心に**条文知識**を覚えていく必要があります。条文暗記にあたっては、「〇〇の仕事は誰が行っているのか」を意識するとよいでしょう。例えば、内閣総理大臣を指名するのは国会の仕事ですが、内閣総理大臣を任命するのは天皇の仕事になっています。主語を正確に覚えていれば、問題文の記述に「内閣総理大臣の指名が天皇の仕事である」とあれば、「×」と判断できます。

多肢選択式

憲法では、例年1問、多肢選択式の出題があります。多肢選択式は、問題文にア・イ・ウ・エの4つの空欄があり、問題文の下欄に書かれている20個の選択肢の中から空欄を埋めるのに適切なものを選択し、アには1、イには2、ウには3、エには4というように、その番号をマークする形式です。**表現の自由**(21条)をテーマにした問題が多く出題されています。そして、**判例を題材**にした問題が出題されることが多いです。多肢選択式対策においても、**判例知識を蓄積**しておくことが有効です。

SECTIONごとの出題履歴

		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
1 総論	1 憲法の意味				択	択					
	2 憲法の基本原理										
2 人 権	1 人権享有主体		択		択	多		択			
	2 人権の限界										
	3 幸福追求権	択		択					択		
	4 法の下の平等	択		択			択				
	思想良心の自由										
	信教の自由			択					択		
	表現の自由		多	多	多		多	択		択	択・多
	学問の自由					択					
	職業選択の自由	択							択		
3 統 治	財産権				択				択		
	人身の自由						択		択		
	6 受益権										択
	7 参政権					択	択				
	8 社会権		択			択		多			
その他総合問題		択	択				択		択		択

問題001 憲法の概念に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 通常の法律より改正手続が困難な憲法を硬性憲法、法律と同等の手続で改正できる憲法を軟性憲法という。ドイツやフランスの場合のように頻繁に改正される憲法は、法律より改正が困難であっても軟性憲法に分類される。
- 2 憲法の定義をめぐっては、成文の憲法典という法形式だけでなく、国家統治の基本形態など規定内容に着目する場合があり、後者は実質的意味の憲法と呼ばれる。実質的意味の憲法は、成文の憲法典以外の形式をとって存在することもある。
- 3 憲法は、公権力担当者を拘束する規範であると同時に、主権者が自らを拘束する規範でもある。日本国憲法においても、公務員のみならず国民もまた、憲法を尊重し擁護する義務を負うと明文で規定されている。
- 4 憲法には最高法規として、国内の法秩序において最上位の強い効力が認められることも多い。日本国憲法も最高法規としての性格を備えるが、判例によれば、国際協調主義がとられているため、条約は国内法として憲法より強い効力を有する。
- 5 憲法には通常前文が付されるが、その内容・性格は憲法によって様々に異なっている。日本国憲法の前文の場合は、政治的宣言にすぎず、法規範性を有しないと一般に解されている。

	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/✗)					

解説

1 X

【SEC 2 ③憲法改正】

ドイツやフランスのように憲法が頻繁に改正されていても、法律より改正が困難であるものは「**硬性憲法**」に分類されます。

2 O

【SEC 1 ①憲法とは】

憲法には、**形式的意味の憲法**や**実質的意味の憲法**といった分類があります。成文の憲法典という法形式をとるかどうかではなく、国家統治の基本形態などその内容に着目する分類は**実質的意味の憲法**と呼ばれています。この意味での憲法は、成文の憲法典以外の形式をとって存在することもあります。

3 X

【SEC 1 ②憲法の最高法規性】

憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定しており、ここに**国民は含まれていません。**

4 X

【SEC 1 ②憲法の最高法規性】

憲法98条は「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定しており、ここに「**条約**」が含まれていないことから、**条約と憲法の上下関係**が問題となります。ただし、**憲法の方が条約よりも優位する**と考えられており、条約は国内法として憲法より強い効力を有するとはいえない。

5 X

【SEC 2 ①憲法の三大原理】

憲法前文も憲法の一部ですから、単なる政治的宣言にすぎないものではなく、**法規範性を有しています。**

正解… 2



ワンポイントアドバイス

肢2

日本の場合、日本国憲法の成文の法形式をとっているので**形式的意味の憲法**ともいえますし、内容は国家統治の基本形態を規定しているので**実質的意味の憲法**ともいえます。なお、イギリスは、不文憲法の国と呼ばれ、**実質的意味の憲法**は有しますが、**形式的意味の憲法**は有していないといわれています。

問題002 外国人の人権に関する次の文章のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反するが、この自由の保障はわが国に在留する外国人にまで及ぶものではない。
- 2 わが国に在留する外国人は、憲法上、外国に一時旅行する自由を保障されているものではない。
- 3 政治活動の自由は、わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、その保障が及ぶ。
- 4 国の統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものである以上、外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではない。
- 5 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によってこれを決定することができる。

	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/×)					

解説

1 X

【SEC 1 ①外国人の人権】

個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有し、国家機関が正当な理由もないのに指紋の押捺を強制することは憲法13条の趣旨に反し許されません。そして、この自由の保障は、在留外国人にも等しく及びます(指紋押捺拒否訴訟、最判平7.12.15)。

2 O

【SEC 1 ①外国人の人権】

在留外国人には、再入国の自由は認められておらず、外国に一時旅行する自由を保障されているものではありません(森川キャサリン事件、最判平4.11.16)。

3 O

【SEC 1 ①外国人の人権】

政治活動の自由は、日本の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及びます(マクリーン事件、最大判昭53.10.4)。

4 O

【SEC 1 ①外国人の人権】

在留外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することは、日本の法体系の想定するところではありません(外国人職員昇任試験拒否訴訟、最大判平17.1.26)。

5 O

【SEC 1 ①外国人の人権】

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができます(塩見訴訟、最判平元.3.2)。

正解… 1



ワンポイントアドバイス

肢1・2

具体例にあわせて外国人に人権が認められるかどうかの判例の結論を知っていれば正解を導き出せます。肢1：指紋押捺を強制されない自由→保障されるからX、肢2：外国に一時旅行する自由(再入国の自由)→保障されないからOといった感じです。

問題003 私法上の法律関係における憲法の効力に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 私人間においては、一方が他方より優越的地位にある場合には私法の一般規定を通じ憲法の効力を直接及ぼすことができるが、それ以外の場合は、私的自治の原則によって問題の解決が図られるべきである。
- 2 私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針を立て、学則を制定することができるが、学生の政治活動を理由に退学処分を行うことは憲法19条に反し許されない。
- 3 性別による差別を禁止する憲法14条1項の効力は労働関係に直接及ぶことになるので、男女間で定年に差異を設けることについて経営上の合理性が認められるとしても、女性を不利益に扱うことは許されない。
- 4 自衛隊基地建設に関連して、国が私人と対等な立場で締結する私法上の契約は、実質的に公権力の発動と同視できるような特段の事情がない限り、憲法9条の直接適用を受けない。
- 5 企業者が、労働者の思想信条を理由に雇い入れを拒むことは、思想信条の自由の重要性に鑑み許されないが、いったん雇い入れた後は、思想信条を理由に不利益な取り扱いがなされてもこれを当然に違法とすることはできない。

	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/✗)					

解説

1 X

【SEC 2 ②私人間効力】

一方が他方より優越的地位に立つ関係にあるとしても、私人間の法律関係に憲法の効力を直接及ぼすことにはなりません(三菱樹脂事件、最高判昭48.12.12)。

2 X

【SEC 2 ②私人間効力】

憲法19条は私人間に直接適用されるものではなく、また、私立学校はその建学の精神に基づく校風と教育方針に照らし学則を制定でき、学生の政治活動を理由に退学処分を行ったことも許されます(昭和女子大事件、最判昭49.7.19)。

3 X

【SEC 2 ②私人間効力】

憲法14条1項は私人間に直接適用されるわけではありません。なお、私企業が労働者について性別のみによる不合理な差別を定めていれば、民法90条の規定により無効とされます(日産自動車事件、最判昭56.3.24)。



4 O

【SEC 2 ②私人間効力】

国が私人と対等な立場で締結する私法上の契約は、実質的に公権力の発動と同視できるような特段の事情のない限り、憲法9条の直接適用を受けません(百里基地訴訟、最判平元.6.20)。

5 X

【SEC 2 ②私人間効力】

私企業が、思想信条を理由に雇い入れを拒むことは許されますが、いったん雇い入れた労働者を思想信条を理由として不利益な取扱いをすることは許されません(三菱樹脂事件、最高判昭48.12.12)。

正解… 4



ワンポイントアドバイス

肢 4

私人間効力では「直接適用しない」がキーワードです。肢1や肢3のように直接及ぶというフレーズが出てくるとX、肢4のように直接適用を受けないというフレーズが出てくるとOと判断すれば正解を導き出せます。

〈執筆者紹介〉



神田理生（TAC行政書士講座専任講師）

1975年大阪府生まれ。慶應義塾大学法学部卒業。

TAC行政書士講座での講師歴は23年目となる。まったくの初学者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初学者がつまずきやすい箇所もケアしつつ、多くの初学者を合格へと導いてきた。

TAC出版からの著書には、「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」「みんなが欲しかった！行政書士の問題集」「みんなが欲しかった！行政書士の最重要論点150」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 憲法」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 商法・会社法」などがある。

- ・装丁：黒瀬章夫
- ・イラスト：matsu（マツモト ナオコ）

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2024年度版 みんなが欲しかった！行政書士の問題集

発行日 2023年12月21日
初版発行
編著者 TAC株式会社（行政書士講座）
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2023

管理コード 10890P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。